

一般社団法人 日本文化人類学会 寄附金取扱い規程

令和2年9月20日 制定

(目的)

第1条 本規程は一般社団法人日本文化人類学会(以下「本法人」という)が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金 個人または団体が用途を特定せずに寄附した寄附金
- (2) 用途特定寄附金 用途をあらかじめ特定し、それに応じて個人または団体が寄附した寄附金。

(受入基準)

第3条 本法人は、寄附金等が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金等を受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき
 - イ 寄附者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
 - ロ 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること
 - ハ 寄附された寄附金等を寄附者に無償で譲渡または使用させること
- (2) 寄附金等を受け入れることにより、本学会の事業ないし財務に支障が生じる、または名誉を著しく傷つけると認められるとき、その他寄附金等が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないと理事会が判断するとき

(受入手続き)

第4条 寄附金等を本学会に寄附しようとする者は、様式1による書面で寄附金の申し込みを行う。

- 2 本学会は、前項により寄附金の申込を受理したときは、業務執行理事(会計担当)が第3条の基準に該当しないことを確認のうえ、受け入れの可否を理事会に諮る。
- 3 寄附金等の受け入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知する。

(受領書等の送付)

第5条 一般寄附金または用途特定寄附金を受領したときは、礼状、受領書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、本学会の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(会員並びに社会への公示)

第6条 本学会は、受け入れた寄附について、寄附者の意向を十分に斟酌して、機関誌およびホームページ等で公示する。

(寄附金に係る結果の報告)

第7条 本学会は、寄附者の求めに応じて寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ等への公開をもってこれに代えることができるものとする。

- 2 本学会は、寄附者の求めに応じて当該寄附金の収支に係る計算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ等への公開をもってこれに代えることができるものとする。

(その他)

第8条 本規程に定めるもののほか、寄附金の取扱いに関して必要な事項は理事会が別に定めることができる。

(改 廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

1. 本規程は、本法人が一般社団法人に登記した日(平成30年8月7日)から施行する。

様式1 (寄附金申込書はこちらからダウンロードしてください。)